

第19回 国立市しょうがいしゃ施策推進協議会

日時	令和6年（2024年）5月16日（木）午後7時00分～午後9時00分
場所	国立市役所 2階 委員会室
議題	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 前回の振り返りについて</li> <li>• 第3次国立市しょうがいしゃ計画（素案）について 等</li> </ul>
出席委員 (敬称略)	綿会長、寺島副会長、井上委員、大枝委員、小林委員、本多委員、丸山委員、三井委員、坪谷委員、宇賀神委員、側島委員、高橋委員
事務局	長田しょうがいしゃ支援課長、関根係長、石川主査、岡田主査、山下主任、岩崎主任、山形主任、松浦主事
傍聴者	9名

【綿会長】 今日（きょう）の会議（かいぎ）は、直接（ちよくせつ）参加（さんか）が10名の予定（よてい）で、オンライン（おんらいん）の御（ご）参加（さんか）は側島（そばしま）委員（まいいん）の1名（めい）、

行定（ゆきさだ）委員（まいいん）は会議（かいぎ）が終わり（お）次第（しだい）参加（さんか）される（さる）ということ（こと）です。宇賀神（うがじん）委員（まいいん）は、遅（お）く参加（さんか）される（さる）予定（よてい）です

ので、現在（げんざい）のところ（ところ）10名（めい）で定足数（ていそくすう）に達（たっ）しています（す）ので、開始（かいし）したい（たい）と思います（おも）。

それ（それ）では早速（さっそく）、次第（しだい）の2（に）の議事録（ぎじろく）確認（かくにん）に移（うつ）らせていただ（ただ）ければ（ば）と思（おも）います（す）ので、事務局（じむきょく）、願（ねが）いし

ます。

【事務局】 議事録（ぎじろく）の確（かく）認（にん）をさ（さ）せていただ（ただ）く前（まえ）に、皆（みな）様に（に）1（いち）点（てん）だけお（お）わび（び）を申（まう）し上げ（あ）げます（す）。今（こん）回（かい）、

すいしんきょう しりょう じぜんそうふ つうじょう かみ じぜん ゆうそう  
推進協の資料の事前送付なんですけれども、通常どおりですと、これまでは紙で事前に郵送をさせ  
ていただいていたかと思うんですけれども、事務局側の業務の都合上、お送りすることができず、デ  
ータでのみでのお渡しという形になってしまいまして、そちらをおわびしたいと思います。申し訳ご  
ざいませんでした。

### 【議事録の確認】

わたかいちょう しだい うつ おも しだい だい じくになちし  
【綿会長】 それでは、次第3に移らせていただければと思います。次第3、第3次国立市しょうが  
いしゃ計画、前回の振り返りに入りたいと思いますので、事務局、説明をお願いします。

じむきょく ぜんかい ふ かえ はい おも じむきょく せつめい ねが  
【事務局】 では、前回の振り返りをさせていただきます。資料2、素案を御覧ください。前回仮確定  
とさせていただいておりました項目の確認から進めさせていただければと思います。

ぜんたい とお かくこうもく しひょう ひょうき しかた ぜんぜんかい いけん ふ  
まずは、全体を通しまして各項目の指標の表記の仕方についてでございます。前々回の意見を踏ま  
えて出させていだいたものに対しても、やはりちょっと分かりにくいといった御意見をいただきま  
したので、改めてこの資料に載っているとおり修正させていただきました。内容を見ていただいた  
うえで、何か御意見、御質問等がございましたら、こちらにつきましては後日事務局までお寄せいただ  
ければと思います。

ほんだい ふ かえ ふ かえ はい おも  
では、本題の振り返りなんですけれども、3の①から振り返りに入らせていただければと思います。

しりょう そあん きょういく めざ ぜんかい  
資料2、素案の13ページです。フルインクルーシブ教育を目指してというパートでございます。前回、  
仮確定という形でしたが、前回の議論の流れから、1か所修正案を出させてさせていただいております。

ちゅうだん ごらん ようごがっこう とくべつしえんがっこう はい ちいき  
14ページの中段を御覧いただきますと、「養護学校（特別支援学校）に入ってほしくない。地域です

く ちいき がっこう はい ぶんしやう いっしょ  
つと暮らしてほしい。だから、地域の学校に入れるようにしてほしい」といった文章を、「みんな一緒

ちいき がっこう い かたち しゅうせいあん だ  
に地域の学校に入れるようにしてほしい」という形で修正案を出させていただいております。3の

①については、この1点、こちらでお願いしたいと思います。

わたかいちやう きやう かくていばん  
【綿会長】 いかがでしょうか、今日、確定版です。

いのうえいん ようごがっこう はい い わだし いけん げき  
【井上委員】 養護学校に入ってほしくないに入れてほしいです。私の意見です。劇をやっています、

いっしょ こ れんしゅう こ わ ほそく  
一緒に子どもたちと練習しています。子どもたちを分けてほしくないです。補足があります。

ようごがっこう はい じぶんじしん けいけん いまいっしょ かつどう こ  
養護学校に入ってほしくないというのは自分自身の経験もそうですし、今一緒に活動している子ど

せつ いのうえ じしん わ おち ふ  
もたちと接していても、井上さん自身、分けてほしくないという思いがあるので、それを踏まえての

いけん の いけん  
意見なので、そのまま載せてほしいという意見です。

じむきょく ごいけん ようごがっこう はい  
【事務局】 御意見ありがとうございます。養護学校に入ってほしくないというところなんですけれ

しゅしてき い こ わ ないやう はい  
ども、趣旨的に言いますと、子どもたちを分けてほしくないというところに内容としては入っている

おち はい ごいけん ちゅうかんひやうか いけんいちらん の  
のかなと思います。入ってほしくないという御意見そのものは、中間評価の意見一覧のほうにも載せ

ぜんたいてき む  
てございますので、ここについては、全体的に、いわゆる抜けているわけではないですけれども、み

ごうい まえむ ぶぶん どういつ しゅし わ  
んなで合意できる前向きの部分のところで統一したほうがいいんじゃないか。ただ、趣旨としては分け

いっしょ ちいき がっこう はい しゅし  
てほしくないで、みんなで一緒に地域の学校に入れるようにしてほしいというような趣旨でまとめさ

かたち  
せていただいたので、このような形ではいかがでしょうか。

わたかいちやう いいん みな  
【綿会長】 委員の皆さんどうでしょうか。

いのうえいん の ほそく  
【井上委員】 載せてほしいです。補足があります。

井上さんの思いとしては、養護学校というところにやっぱり子どもたちが入るべきじゃないという

意味での分けてほしくないですので、中間評価にも載っているかもしれませんが、①のフルインクル

ーシブ教育を目指してというところに載せるに当たって、やっぱり養護学校ではなく地域の学校とい

う意味では、やっぱり養護学校ではなくという前半を落としてしまうと、井上さんの意見として伝わ

るものが不完全になってしまうと思います。井上さん自身がお話している中でも、やっぱり井上さ

んがやめてほしいのは養護学校、学校という場面で分けてほしくないということだったので、やはり

意見としては今申し上げたとおり、前半を落とさないほうが良いという意見です。

【事務局】 御意見ありがとうございます。まず、全体的に中間評価そのものは各委員の意見として

それぞれ載せさせていただいているかと思いますが、計画案そのものは、一言一句、いわゆる逐語で

そのまま載せていくというよりは、意見のセンテンスの部分の載せさせていただきたいなと思ってお

ります。養護学校に入ってほしくないという井上委員の気持ちは十分私どもよく承知しております

ので、その部分は踏まえつつ、趣旨としては一緒に地域の学校に入れるようにしてほしいという

ところが、最終的な、特に方向性というよりは、未来志向の考え方でいうと、そこが重要なものではな

いでしょうか。私としてはそう思いますので、ぜひそこを中心にまとめさせていただけるとありが

たいなと思います。

【本多委員】 前回もこの場で話合いを持って、前回の議事録の34ページに、この意見を言ってい

る当事者の意見というのはすごく分かるけれども、誰が誰に言っているのか、主語はどこかみたいな

御意見があって、その部分に関して事務局と井上委員とで一緒に考えさせていただいて修正案を

だ 出しますというふうにおっしゃっていたかと思うんですが、ここはお話しあがされたという前提で私

はこれを読んだんですけれども、そこが詰まっていなかったという現状でしょうか。

【事務局】 申し訳ございません。そのとおりということで、一応私どもとしてはこのような形で

あげさせていただきたいなと思ったんですけれども、なので、本文中、ここの部分は意見欄でござい

ますので、もしよろしければ、大事な話だとは思いますが、なかなかお時間かかってしまう部分

もございますので、以前と同じように事務局持ち帰りとさせていただいて、大きく趣旨が変わらない

ものであれば、後ほど御報告というような形で進めさせていただくのはいかがでしょうか。

【坪谷委員】 この部分、前回のリモートで、私も再度質問をさせていただいた部分でもあったんで

すけれども、これを言った意図は、公的に載る最後の文章になります。これを読んだ人がどう感

じるかという人の立場に立っていただきたいというのが正直な思いでして、養護学校も、現在、選択

して好きで入っている方々が、そこがあたかも、悪いところだと話されているような印象を受ける

可能性がある表現は非常によくないと、私は思った次第です。

なので、当事者の意見だから全て載せるという話ではなくて、嫌だと思ったというのは当事者の

意見なので非常に重要なことなんです。私は嫌だった。それは主語が私だからです。でも、私が

あなたに入ってほしくないというのは、現在通っていらっしゃる方に関していうと、「配慮に欠ける

表現」かなと思いますので、私はこの事務局の文章はすごく優れている意見かなと思います。これ

が詰められたものだとすると、私はよかったなと思って見ていたんですけれども、詰められていない

ということであれば、いま一度ちょっとお話しされたほうがいいかなと思います。

【綿会長】 先ほど事務局からも説明がありましたけれども、これは公的な要約した文章になります

ので、そういう御理解をいただくことが非常に重要だと思えます。どの立場からも意見が含まれる

ようにいくことが大切ですので、僕は坪谷委員と全く同じで、この文書で、事務局案でいいのかなと

個人的に思っております。

【三井委員】 当事者の意見をしっかりと載せるということも1つ必要なことだと思いますので、そ

れも検討くださいということです。

【綿会長】 もちろんこれは当然なことだと思います。

全体的に皆さんの中で統一を取らなければいけないのが、委員のみが当事者ではない、しょうがい

のある市民全体が当事者であるということの理解をしていかなければいけない。これは全体的な問題

であって、まさに坪谷委員が言われたように、もちろんそういう考え方もある、そして養護学校、特別

支援学校に行っておられる方の考え方もここに反映させていかないと、一方的な形になってしまい

ますので、それとちゃんと尊重していくことが必要なこととも思えます。

ですので、当事者委員の皆さん、もしくは当事者の方々の意見をここに反映させることはもちろん

前提として賛成ですけれども、このあたりを事務局のほうで1度整理していただければと思っております

ます。話が進まなくなりますので、お願いいたします。

【三井委員】 両方ともという形で考えるフルインクルーシブかどうかというのはちょっと疑問な

んですが、基本的にフルインクルーシブになって、学校、学級、通常学級が変わるかもしれないと

期待を持っていられる方もいるのも現実なので、その部分で、そこには期待できないなという気持ち

ちになるような書き方であるということも1つ、例えば個々のニーズにということも含めてです

けれども、それが必要な方がいて、でも、新しいフルインクルーシブになったら通常学級に行ける

方もいるということが一方でしっかり分かるように書かれているといいなというふうに思います。

【事務局】 様々な意見をありがとうございます。まず、そのこの部分も含めまして、井上委員と私ど

ものほうで、さらに書きぶりが少し調整ができるのであればお話をさせていただきたいなと思

います。方向性ですとか、課題ですとか、全体的な部分との整合性も含めまして考えていく必要があ

ると思いますし、みんな一緒に学校に入れるように、地域の学校に入れるようにしてほしいというよ

うな意見は、フルインクルーシブ教育を目指してという観点からいうと、ずれていないのかなと思

ますので、ちょっとそこも踏まえて調整させていただきたいなと思います。

【綿会長】 そのほかいかがでしょうか。なければ、ここは事務局のほうでもう1回整理してもら

という形でお願ひできればと思います。

【事務局】 本文の部分は、一応これで確定ということでよろしいでしょうか。意見欄以外の部分。

【綿会長】 線以外のところはよろしいですか。特に修正なしで。

では、それで確定という形でお願ひできればと思います。

つづいてお願ひします。

【事務局】 それでは、次の項目といたしまして、大きい項目4、情報アクセシビリティの向上及び

意思疎通支援の充実について、前回の御意見を踏まえて御説明させていただきます。

まず、前回いただいた御意見ですが、内容としては、主に言葉の意味が分からない、もしくは文章

の記載をちょっと変えてほしいといった意見が主なものでございました。それについて今回修正させ

ていただいているんですけども、1点だけ事務局からのお願いといたしまして、4については、①

しょうがい特性に配慮した情報提供体制の充実と、②意思疎通支援の充実という2つのパートに

わかれてございます。それぞれが関係し合うパートとなりますので、4の①と②をまとめて修正点を

確認させていただくので、まとめて御審議いただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、前回いただいた御意見の修正部分について説明させていただきます。資料2の18ペー

ジを御覧ください。

まず、委員の方からいただいた御意見の中で、情報アクセシビリティの言葉の意味が分からないと

いった御意見がございました。確かに、通常、情報アクセシビリティというのはなかなか聞かない

用語でございます。説明させていただきますと、アクセシビリティの意味としましては、近づきやす

さ、利用しやすさ、便利であること、そういったものを差す意味でございます、情報アクセシビリ

ティとなりますと、総じて、情報が利用しやすい状態を差す言葉であるという意識を事務局として

は持っております。しかしながら、やっぱり情報アクセシビリティという言葉自体がそもそもちょっ

と難しい、この言葉だけで意味が通じにくいということがございまして、こちらの項目なんですけれ

ども、もともとは「情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実」という掲題を入れてお

りましたが、こちらを「情報提供体制の向上及び意思疎通支援の充実」と修正させていただいて、

もう少し分かりやすい掲題に修正させていただきました。

また、情報アクセシビリティ、ほかの文章の中では、18ページの下から2行目、障害者情報ア

アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法しやくすいしんぽうという言葉ことばがございましたが、これはもう施策推進法しやくすいしんぽうと

いう1つの固有名詞こゆうめいしでございますので、こちらの情報じょうほうアクセシビリティという言葉ことばについては、特段とくだん

補足等ほそくとうはしないこととしております。

つづいて、次の修正点しゆせいてんについて御説明ごせつめいさせていただきます。同じく資料2の20ページおな しりょう、真ん中ま なかあた

りの行ぎょうを御覧ごらんください。もともとは、「盲ろうや失語症等もう しつごしょうとう、様々さまざまなしょうがいについても、しょうが

い特性配慮とくせいはいりょした情報提供方法じょうほうていきょうほうほうについて調査研究ちようさけんきゆうを進めすすます」といったところを前回の会議ぜんかいで追記かいぎし

た文章ぶんしょうとなります。

追記ついぎした意味いみとしましては、1つ上の「視覚や聴覚うえにしょうがいのある人しかく ちょうかくには」という文章ひとに対し

て、ほかのしょうがいがある方かたに対してはという文章たいでございました。しかしながら、ここに書いて

あるしょうがいもうが、盲ろうや失語症などの2つだけではないので、これだけで足りるのかという意見いけんが

ございました。また、別の意見べつ いけんとしては、課題かだいのところちてきで知的しょうがいのある方かたについてうたって

いるのに、ここで書かないのはいかなものかという意見かもございました。また、「様々さまざまなしょうがい

についても」という記載きさいの方法ほうほうについて、「その他の様々たなしょうがいについても」という形かたちで記載きさいを

あらた改めあらたたほうがいいのかというような意見いけんもございました。

つきましては、事務局の修正案じむきょく しゆうせいあんといたしましては、「知的しょうがいのある人や盲ろう、失語症、

その他様々たなしょうがいについて」という記載きさいに改めあらたさせていただきます。

4の①しゆうせいないようについての修正内容いじようとしては以上となり、つづいて、資料2の22ページしりょう、4の②意思疎通支援い しそつうしえん

の充実じゅうじつについても、まとめて御説明ごせつめいさせていただきます。下から3行目を御覧したください。

ももとの文章としましては、「意思疎通を図ることに支障があるすべての人」という記載をさせていただきます。しかしながら、すべての人という記載をしてしまうと、例えば日本語が使用できない外国人の方が含まれてしまうのではないかとといったような御意見をいただいております。また、別の委員の方からは、意思疎通を図るのに支障があるという言い方よりも、意思疎通を図ることが困難なという記載のほうがいいのではないかとというような意見がございました。つきましては、事務局の修正案といたしましては、「意思疎通を図ることが困難なしょうがいがある」という文章に記載を修正させていただきます。

また、資料の24ページ、上から4行目、意思疎通を図ることに支障があるという同様な文章がございましたので、こちらについても併せて修正させていただきます。

最後に、23ページ、上から8行目、市民等の意見の中に追記させていただいている御意見が2つございます。まず1つ目、意思疎通のためには、話を聞くという姿勢を持つことが大切という意見が会議の中でございましたので、こちらについて追記させていただきます。それと、これは実体験の御意見がございました。病気により声を発せられなくなったため、電話で簡単に手続きできたことが突然できなくなり、さらには配慮してもらえず、大変な思いをしたことがあるという、実体験を御意見としていただいておりますので、こちらについて追記させていただきます。

4の①、②の修正点としては以上となります。こちらについて御審議いただければと思います。お願いいたします。

【綿会長】 ありがとうございます。それでは、高橋委員、お願いいたします。

たかはしいいん しりょう  
【高橋委員】資料3の14ページになります。意見を出した文章をまとめたところなんですけれども、

いけん ないよう はぶ  
意見の内容からちょっと省かれてしまっているところがあります。文章の案としては、資料2の19

ほうこうせい うえ わたし いけん きょうぎ さい  
ページになります。方向性の上のところになります。私の意見としましては、協議の際にタイムラグ

で みなさま はなし つうやく わたし かんが  
が出るということだけではなく、皆様の話を通訳してもらい、私が考え、それについてのタイミン

ことば ぬ さき はなし き かんが  
グ、そのあたりの言葉が抜けてしまっています。先ほどの話を聞きながらちょっと考えていたんで

わたし はなし み かんが いけん だ なが  
すけれども、私は、話をまず見て、考えて、それから意見を出すという流れになるんですが、そこ

へん ぶんしょう ぬ かんが おも  
ら辺のことが、ちょっと文章が抜けてしまっているの、それはちょっと考えてもらいたいなと思

ます。

いま つた しりょう かんが つた  
今お伝えしたかったところは資料3の14ページにありますとおり、考えて伝えるということでタ

しょう もんごん こんかい しりょう けつらく ふく  
イムラグが生じてしまうという文言が、今回の資料2のほうには欠落しておりますので、それも含め

ぶんしょうか いみ つうやく み みな ようす み かんが じぶんじしん  
て文章化していただきたいという意味です。通訳を見て、皆さんの様子を見て、また考えて自分自身

いけん だ おく ば  
の意見を出すということだと、これは遅れてしまうというだけではなく、その場のものとありますの

いぜん だ いけん はんえい  
で、以前に出しました意見をすべて反映させていただきたいということです。

じむきょく いけん そあん なか はんえい たいへんもう わけ  
【事務局】 いただいた意見を素案の中にすべて反映させておらず、大変申し訳ございませんでした。

いけん いちど たかはしいいん そうだん ただ いと ぶんしょう い  
いただいた意見については、もう一度、高橋委員と相談して、正しい意図の文章を入れさせていただ

かんが ねが  
きたいと考えますので、よろしく願います。

わたかいちょう しょほんとう たんじゅん たし  
【綿会長】 1か所いいですか。本当に単純なことなんですけれども、アクセシビリティは確かに

むずか ことば どうかん じょうほうていきょう やく じつ おも  
難しい言葉だなと、これは同感なんですけれども、情報提供と訳していいのかなと実は思っていて、

じょうほうていきょう ちが えいご じょうほうしゅとく  
情報提供はまた違う英語になるんですね。アクセシビリティは、どちらかという情報取得のほう

なんですよ。だから、たぶん ほうりつ じょうほうしゅとく えいご なお  
なんです。だから、多分、法律も情報取得というところがアクセシビリティという英語に直してく

かん ほうりつがくてき にほんご あ じつ  
る感じなんです。なので、法律学的な日本語なんです。なので、それに合わせてもいいかなと実は

ぼく おも いみあ  
僕は思っていて、アクセシビリティはすごくいろんな意味合いがあるので、そのあたりはいかかかな

と。

ほうりつ じょうほうしゅとく じょうほう しゅとく あ ほんとう わ  
ちなみに、法律は情報取得とか情報の取得になっているので、そちらに合わせたほうが本当は分か

き  
りやすいかなという気がします。いかがですか。

じむきょく ごいけん じつ わたし ぶぶん なや  
【事務局】 御意見、ありがとうございます。実は私どももその部分は悩んだところでございまし

しゅとく りようがわ してん かんが おも  
て、いわゆる取得、利用者側の視点で考えられるのがアクセシビリティなのかなと思いました。ただ、

ば しゅとく いぜん はなし しゅご はなし  
ここの場で取得となってしまうと、以前の話もありますけれども、主語がどっちなんですかという話

わたし ぎょうせい たちば よう ていきょう がわ ていきょう  
になってしまいますので、私ども行政の立場からすると、要は提供する側なので、提供とさせて

いただいたところでございます。

じむきょくがわ あん いちおう  
これはあくまでも事務局側の案ではあったんですけども、一応アクセシビリティとさせていた

うえ もんごん ちゅうしゃく い あん かいかんが  
いた上で、文言の注釈を入れさせていただくという案も1回考えたんですけども、いきなり

だいこうもく ひょうだい ちゅうしゃく じゃっかんいわかん なお  
大項目というか、表題の注釈というのは若干違和感があったのでこのように直させていただ

こんご ぶ  
んですが、アクセシビリティとさせていただいて、今後は踏まえていくと、アクセシビリティという

ことば みな ごりかい ひつよう たど  
言葉も皆さんに御理解いただく必要もあるのかなというところもございますので、例えばアクセシビ

うえ ちゅうやく もんごん せつめい い  
リティとそのまにさせていただいた上で、どこかに注釈というか、文言の説明を入れさせていただ

くというやり方もあるのかなと思います。どちらがよろしいかと思ひまして、よろしくお願ひします。

【綿会長】 アクセシビリティはいろいろな意味合ひを含んでいて、日本語に直しづらいものだからあえてそのまま残しているところがあるので、逆に残して、確かに難しい言葉なので、残しながら注釈を入れてくというのもありなのかなと。多分これはどんどん広がっていく言葉だと思ひうですね。法律なので、法律用語はどんどん広がっていく。例えばバリアフリー法とか、あれも最初は何をもってバリアフリーなのかと本当にいろいろ議論があつて、あれも法律名でバリアフリー法というのがあつたりとかするので、だから、法律の名前に入っているから、これは徐々に広げていくという話でもあるのかなと思ひて、注釈のほうももしかしたらいいのかもしれないなと思ひます。

これは意見です。そんなにこだわっているわけではないので、ちょっと事務局で整理していただければと思ひています。

【事務局】 御意見いただき、ありがとうございます。そうしましたら、情報アクセシビリティという言葉自体は残させていただいて、注釈として、文章の中に、情報アクセシビリティとは何かということを追記させていただく方向で対応させていただこうと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

【綿会長】 そのほかいかがですか。何でも感じたことをお話しただいて構わないと思ひます。

一部ちょっと課題が残りましたが、事務所のほうで調整が残りましたが、それをしていただいて一応確定という形でよろしいでしょうか。

では、そういう形で確定したいと思ひます。ありがとうございました。

【事務局】 資料2、素案の26ページになります。大項目5の雇用・就業・経済的支援の①、前回

この①まで御審議いただきましたけれども、その修正点について御説明させていただきます。

前回の会議の委員の意見としてあったものを反映して、修正追加箇所が全部で3か所ございます。

まず、26ページの一番下の行から27ページにかけて、追加案として、特別支援学校で就労に向け

での訓練をし、しょうがいしゃ枠で一般就労しても、任せてもらえる仕事が少ない、ほかの社員とも

なじめないといった意見が寄せられていますという形で、前回の委員の意見をまとめさせていただきます。

ております。

次は、27ページの一番下の行になります。また、介護を受けながら働ける仕組みづくりについて

も実施に向けて検討を進めますということで、これも前回の委員の発言もありましたし、追加で意見と

して出しているというところで、介護者をつけながら働けるということ、この計画の中

でもしっかりと打ち出していくことが必要かと思われましたので、追加案として出させていただきました。

た。

3点目は指標の部分です。29ページの一番下の指標です。ページ割れをしておりますので、

見やすいように正式バージョンは直します。ジョブコーチがどこに配置されているジョブコーチなの

かという御質問がありまして、それを分かりやすいように表記すべきだということもありましたので、

しょうがいしゃ支援課の中にあります就労支援センターへのジョブコーチの配置という形で付け加

えさせていただきます。

修正箇所については以上になります。御審議をお願いします。

わたかいちょう  
【綿会長】 ありがとうございます。いかがでしょうか。

いのうえいん こよう しゅうぎょう けいざいてきじりつ しえん いけん ち せいでん しごとちゅう かいごしゃ  
【井上委員】 雇用・就業・経済的自立の支援で、意見があります。地サポの制度が、仕事中は介護者

はい しごと かいごしゃ ひつよう しごとば ひと てつだ  
が入れないです。仕事するときも介護者が必要です。仕事場のほかの人には手伝ってもらえないです。

しごと いけん の じゅうどしょうがいしゃ いけん ほそく  
みんな仕事があるからです。意見として載せてほしいです。重度障害者……。意見の補足があります。

ぜんはん ち いま ちいきさんがたかいご じぎょう しごと かいごしゃ ひつよう  
前半は地サポ、今ある地域参加型介護サポート事業についてです。仕事するときにも介護者が必要な

ひと かいごしゃ ひつよう ち せいでん しごとちゅう つか  
人は介護者が必要なので、地サポの制度を仕事にも使えるようにしてほしい、したほうが良いとい

いけん  
う意見です。

あたら で じゅうどしょうがいしゃとうしゅうろうしえんとくべつじぎょう  
新しく出た重度障害者等就労支援特別事業ができたということもあったんですけども、それだ

しごとば ひと ぜんてい で ばあい ざいたく で  
と仕事場のほかの人のフォローが前提、フォローがあると出ない場合もある。在宅ワークだとほぼ出る

かのうせい き こま ひと しごと たと  
けれどもという可能性があると聞いたので、それは困ると。ほかの人はほかの仕事。もちろん例えば

いのうえ いのうえ しごと しごと かいごしゃ はい しごと  
井上さんは井上さんの仕事をやるのがお仕事ですから、介護者が入れるようにして仕事ができるよう

にしたほうが良いという意見で、最後、意見として載せてほしいですとあったんですけども、特に

ほうこうせい ぐたいてき の しみん いけん らん の  
方向性とかに具体的に載せるというよりは、市民からの意見の欄に載せてほしいですということです。

じむきょく ごいけん いちばんさいご じゅうど かたがた  
【事務局】 こちらの御意見につきましても、26ページの一番最後、重度のしょうがいのある方々の

ざいたくしゅうろう かいご う はたら しく けんとう はい  
在宅就労や介護を受けながら働ける仕組みづくりについて検討してほしいというところにすべて入

かいご なか はい かんが ち ふく けんとう  
っている、介護の中には入っていると考えていますので、地サポを含めもろもろ検討するということ

かいご はい かんが  
が、介護ですから、入っていると考えております。

わたかいちょう いけん  
【綿会長】 そのほか意見がもしあれば、どうぞ。

【事務局】 ほかの意見が出る前に、質問の御回答ですが、重度障害者等就労支援特別事業につき

ましては、指標にもありますように、今、市としては未実施でありまして、現在のところ特に問合せ

等いただいておりますので、そういった回答になるかと思えます。具体的な人数ということは申し

あ  
上げられないです。

【綿会長】 委員の皆さん、よろしいですか。特に御意見がなければ、これで確定という形でよろ

しいでしょうか。

では、一応これで確定という形で進めさせていただければと思えます。振り返りは以上です。

1回ここで休憩を取って、8時5分から再開して、次第の4に行きたいと思えます。

きゅうけい  
(休憩)

【綿会長】 それでは再開したいと思います。

ここから5の②に入っていきますけれども、進め方も含めて事務局から御説明をお願いしたいと思います。

【事務局】 資料番号が前後するんですが、資料4のスケジュール案を御覧ください。表示にも出て

おります。前回ちょっとお話しさせていただいたとおりなんですけれども、今日確定した部分も含め

て残りなんですけれども、大項目5、6、7、8、9と、実際には審議項目が5つとなります。当初の

予定とおりですと、本日の1回で全てというような形であったのですが、それはとても困難であるか

おも  
と思えます。

前回もちょっと御説明させていただいたんですが、現実的に今のスケジュールですと難しいという



【事務局】 それでは、大項目5の②です。資料は31ページからになります。②しょうがいのある人

の福祉的就労支援という項目になりますが、①は、どちらかという、しょうがいのある方の一般

就労に向けての支援というところでありまして、②につきましては、すぐにはなかなか一般

就労には進めない準備が必要な方ですとか、あとは、しょうがいの特性等で、一般就労そのものが

かなり厳しい方の就労支援。そういった方々の通う場所として福祉的就労の事業所ということなん

ですけれども、昔のイメージですと、作業所ですとかそういったイメージをお持ちの方もいるかと思

いますが、今は就労継続支援のA型とかB型とか、A型は一応雇用契約を結んでいます、一部が、

全くないわけではないんですが、生活介護の施設の間でも就労的な活動をされるということもあり

ますので、そういったところに通われている方々、ないしはその事業所に向けての支援という中身に

なるかと思ひます。

こちらにいただいている意見は、資料3の17ページになります。3月にこのように修正してはど

うかというものをいただいております、資料2の31ページの下から5行目に、働くしょうがいし

ゃもきちんと生活できるお金をもらえるようにしてほしいという修正案をお出ししています。改め

て5月13日付で、資料3の17ページに意見2という形で追加で意見をいただきましたけれども、

内容的には同じ趣旨のものであるというところで、特段その意見への対応ではなくて、意見1、意見2

を含めて、31ページの修正案でよろしいかと思っております。

5の②についての皆様からの意見については以上となります。

本文の説明につきましては、既に皆様のお目に触れているかと思ひますので、割愛させていただく

ほうとう もう あ  
ことを冒頭に申し上げます。

つづ 続きます、34ページになります。5の③新たな働く場である、「ソーシャルファーム」創設支援  
ちゅうこうもく せってい ちゅうかんひょうか む  
という中項目を設定しております。こちらは中間評価のところにも、ソーシャルファームに向けて  
とりくみ けんとう いけん ちゅうこうもく だ  
の取組も検討すべきではないかという意見もありましたので、中項目として出させていた  
ぐたいき し なに ちいき かたがた  
ます。具体的に市として何をやっていくかというよりも、ソーシャルファームそのものが地域の方々に  
じゅうぶん りかい ぶぶん ないよう わ じっさい  
まだ十分に理解されていない部分があったり、あとは、そういった内容が分かれば実際にやってみよ  
うかなというお気持ちになるような団体さんや企業さん、そういった方が生まれてくるような機運を  
も た とりくみ ひつよう ないよう  
盛り立てるような取組が必要じゃないかということでの内容になっております。

ソーシャルファームにつきまして、耳慣れない方々もいらっしゃるかと思うんですけども、方向性  
ほうとう ぶぶん せつめいてき ないよう  
の冒頭部分からは、ほぼソーシャルファームについての説明的な内容となっております。そのような  
しくみ し きぎょうたい くにたちし なか そうせつ とりくみ  
仕組みを持った企業体を国立市の中でも創設できるきっかけになるような取組をしていけばいいな  
か  
という書きぶりにさせていただきます。

③については以上で、特にここについての御意見はいただいておりません。

つづ 続いて、④に移ります。しょうがいのある人の経済的な自立を支援ということになります。①から  
はたら たい しえん だいこうもく こよう しゅうぎょう さいご けいざいてき  
③までは働くことに対する支援ということでしたが、大項目の5では雇用、就業、最後に経済的  
じりつ しえん ぶぶん あ しゅうろうがい ぶぶん  
自立の支援とありますので、どちらかというとその部分に当たっている、就労以外の部分での  
けいざいてきじりつ しえん おも ねんきん かくしゅてあて ひつよう  
経済的自立のところを支援することになるかと思えます。年金とか各種手当、そういったものが必要な  
ひと ほんらい う ひと う しゅとく  
人に、本来受けることができる人にきちんと受けていただくこと、取得していただくことのできるよ

うなサービスや情報じょうほう しゅうち てっぺいの周知の徹底ひつよう、そういったことが必要かだということを書かせていただいております。  
す。現在げんざいでもかなり神経しんけいを使いながらそういったことについては取り組んでいるんですけれども、よ  
り一層いっそう、しっかりと進めていきたいというような考かんがえ方かたの書きぶりになっております。

この内容ないようについては特段御意見とくだんごいけんはいただいております。

以上いじょうで大項目5だいこうもくが終しゅうりょう了りょうとなります。

続つづきまして、資料2しりょうの38ページだいこうもく、大項目6ほけんの保健の推進すいしん・医療いりょうとの連携強化れんけいきょうかとなりますが、当初とうしょ、

骨子こっしを皆さんみなにお示しめしたときには、中項目ちゅうこうもくの①ほけんで保健・医療いりょうサービスの充実じゅうじつというのを設けてい

たんですけれども、中項目ちゅうこうもくが1つしかなかったものですから、あえて①たを立てるよりも、大項目だいこうもくの中

に交まじたほうが良いということになりまして、6の表記ひょうきを、保健の推進ほけん・医療すいしんとの連携強化いりょうという形れんけいきょうか

に変更へんこうさせていただきます。

こちらはもちろほけんん保健、医療いりょうの中身なかみになるわけですが、しょうがいをお持ちの方々もですので、

当あたり前まえですが、日々ひの健康状態けんこうじょうたいの維持いじですとか、病気びょうきになるべくならないで生活せいかつできたほう

がよいので、それはしょうがいを持つもている当事者とうじしゃだけでなく、御家族ごかぞくや、例えばグループホームな

どの支援しえんをされている方々かたがたも、そういったことについては日々関心ひびかんしんを持っていただきたいとい

うところがありますので、しょうがいしゃ支援課しえんかとしてもそういったところについてはこれまで力ちからを

注そぞぐことができているなかったんですけれども、保健センターほけんと協きょうりょく力しながら、そういったところを

今こんご後はしっかりとやっていきたいという書きぶりになっております。

この部分ぶぶんでいただいている御意見ごいけんにつきましては、18ページじゅうどになりますけれども、重度じゅうどのしよ

うがいしゃが入院した際に、病院においても必要な介護サービスを受けられるようにはなってきたが、そのことをまだ知らない当事者もいるようなので知らせてほしいという御意見がありました。資料2の40ページ、最後のところ、指標の手前のところに追加案として、また、入院時に制度が使えることについて、重度のしょうがいのある人や支援者への周知に努めますと追加させていただいております。

意見2の入院のときに介護者が必要です、病院に入院のときの介護者の制度のことをもっと周知してほしいですということですが、先ほどの説明と同じ趣旨となります。その上の行にも、医療機関にも引き続き働きかけていきますと書いてありますので、既に記入されているということになります。

意見3と意見4につきましては、39ページの課題の最後、方向性の手前のところに、追加案として、病気や健康のことについて気軽に相談できる出張相談や直接学べる講習会などを実施してほしいという形で追加させていただいております。

大項目6について、いただいている御意見は以上になります。

続きまして、大項目7、資料2の42ページになります。7、安全・安心な生活環境の整備、①バリアフリーのまちづくりの推進となっております。バリアフリーという表現が入っていますけれども、どちらかというと公共交通機関や、公共施設、道路、そういったインフラ、そういうものへのバリアフリー対応の書きぶりになっております。現在も既に市としても進めていますし、関係する交通機関ですとか、そういったところとのやり取りは関係部署が何か新しいことを始めるときには、常に

そういったものを協議しながら、また、当事者の方々への御意見も伺いながら進めるという姿勢で行  
っていますが、それをさらにより進めていこうという書きぶりになっております。

いただいている意見につきましては、資料3の20ページです。市民等からの意見について、バス  
に乗る際に、車椅子を押す運転手がため息をついたり、別の停留所を利用するよう言われたりして  
不快な思いをした。そのようなことがないように、周囲の理解を広めてほしいという御意見があった  
んですが、そちらを要約する形で、資料2の43ページ、上から2行目に、バスの乗車、運転手の態度  
に不快な思いをしたことがあるということを市民の意見として載せさせていただきました。

続きまして、意見2、バスのチケットも、タクシー券と同じように欲しいです。移動するのにもお  
金がかかり大変です。また、市内で移動するときに、バリアフリーになっていないようなところがあ  
り、困っています。エレベーターがなかったり、スロープがあるけれども急だったり、今後チェック  
をしてほしいです。また、国立駅にホームドアをつけてほしいですとありますけれども、御意見の後半  
の部分は、先ほど説明しているところに既に盛り込まれていると思います。前半のバスのチケットと  
お金が特に大変ですという部分を追加案としまして、資料2、素案の43ページ、先ほど説明した部分  
に、市内のバスを安く利用できるようにしてほしいといった意見が寄せられていますという形で載せ  
させていただきます。

続きまして、意見3になります。バスに乗るとき時刻表の表記が分かりづらいです。乗ってからも  
運賃表が分かりにくく、難しいです。もっと分かりやすくしてほしいですという御意見ありました。  
これにつきましては、43ページの先ほど説明した部分の中に入っていました。課題の最後の部分で、

やはり市民からの意見ということで、バスの運賃表や時刻表が分かりづらいというような意見が寄せられているということで、追加させていただきました。

7の①については以上になります。

続きまして、資料2、45ページ、7の②しょうがい特性に配慮した防災対策の推進について御説明させていただきます。こちらの項目について、方向性の中身の説明をさせていただきますと、46ページ、方向性のところ、それぞれの段落ごとに見ていきますと、例えば方向性の1、防災に関する知識の普及と啓発、2つ目、防災訓練等へのしょうがいのある人への参加促進、続いて、大規模災害の発生時の避難について、災害時の情報提供について、最後に、福祉避難所についてという形で方向性の中に記載している項目となっております。

続きまして、事前に委員の方からいただいている意見を御紹介させていただきます。資料3の22ページをお願いします。まず、こちらの項目に意見を何点かいただいております。1つずつ御紹介させていただきます。

まず、意見1、以前から東京都障害者スポーツセンターを福祉避難所にしてもらえないかと要望しています。多くのしょうがいしゃはそれを望んでいると思うので、国立市と協定が結べるように交渉し続けてほしいといった意見がございました。こちらの内容については、確かに東京都障害者スポーツセンターという建物につきましては、国立市の立地としても、もしくは市民の方の認知度からしても、かなり目立つ建物であり、引き続き協定を結んでいただけるよう交渉を続けてほしいという意見はもっともな内容でありますので、「P48」と書いてありますが、正しくは資料2の46ページ

になりますが、<sup>ひ つづ</sup>引き続き、<sup>とうきょうとしょうがいしゃ</sup>東京都障害者スポーツセンターと<sup>ひなんじょ きょうてい むす</sup>避難所の協定を結んでもらえるよう

<sup>こうしょう つづ</sup>交渉を続けてほしい」といった<sup>しみん いけん</sup>市民の意見として<sup>ついき</sup>追記させていただきました。

<sup>つづ</sup>続いて、<sup>しりょう もと</sup>資料3に戻っていただいて、<sup>いけん</sup>意見2でございませう。いただいている<sup>いけん ないよう</sup>意見の内容といたしま

しては、<sup>ぼうさいむせん おと ほんきょう き と</sup>防災無線が、音が反響して聞き取りとりにくいときがあります。そうならないように、<sup>むせん</sup>無線

<sup>くんれん ていきてき</sup>訓練を定期的にしてほしいです。こちらの<sup>ないよう むせんくんれん ていきてき</sup>内容は、無線訓練を定期的にしてほしいという<sup>ないよう かんが</sup>内容だと考

えております。こちらにつきましては、<sup>まいにち じはん ぼうさいむせん こ みまも ほうそう なが</sup>毎日2時半に、防災無線で子どもの見守りの放送が流れると

<sup>おも</sup>思いますが、<sup>まいにち ほうそう とお むせんくんれん か ないよう むせんくんれん</sup>毎日の放送を通して無線訓練を兼ねている内容となっております。無線訓練については

<sup>ていきてき じっし</sup>定期的に実施しているという<sup>ないよう</sup>内容になっております。

<sup>つづ</sup>続いて、<sup>しりょう</sup>資料3の23ページ、<sup>いけん ころん</sup>意見3を御覧ください。<sup>いけん</sup>意見3については<sup>いけん なんこ こんざい</sup>意見が何個か混在しており

<sup>ぼうさいくんれん さんか</sup>ます。防災訓練にみんな参加できるようにしてほしいです。<sup>さいがいじ しょうほうていきょう ひなんじょ なか わ</sup>災害時の情報提供を避難所の中でも分か

<sup>しょうがいしゃ ひなん</sup>りやすくしてほしいです。障害者スポーツセンターへ<sup>ごいけん</sup>避難できるようにしてほしいという3つの御意見

をいただいております。

まず1つ目、<sup>め ぼうさいくんれん さんか</sup>防災訓練にみんな参加できるようにしてほしい。この<sup>てん</sup>点につきましては、<sup>そあん</sup>素案の46

<sup>ほうこうせい うえ ぎょうめ ぼうさいくんれんとう</sup>ページ、<sup>ひと さんかそくしん かたち きさい</sup>方向性の上から3行目に、防災訓練等へのしょうがいがある人の参加促進という<sup>かたち</sup>形で記載し

<sup>ぼうさいくんれん さんか</sup>ておりますので、防災訓練にみんな参加できるようにしてほしいという<sup>いけん ぶく ないよう</sup>意見が含まれている内容と

<sup>にんしき</sup>認識しております。2つ目の<sup>め さいがいじ しょうほうていきょう ひなんじょ なか わ</sup>災害時の情報提供を避難所の中でも分かりやすくしてほしいといった

<sup>ないよう</sup>内容でございませう。こちらについては、<sup>さいがいじ しょうほうていきょう かたち</sup>災害時の情報提供という<sup>した ぎょうめ</sup>形で、46ページ、下から2行目に

<sup>きさい</sup>記載させていただいておりますので、<sup>ほうこうせい なか あ</sup>方向性の中に<sup>ないよう にんしき</sup>挙げさせていただいている内容と認識しておりま

す。最後に、障害者スポーツセンターへ避難できるようにしてほしいという内容につきましては、さ  
きの意見1と同様の内容となっておりますので、市民等の意見の中に、引き続き、東京都障害者スポ  
ーツセンターを福祉避難所として使えるように協議すると追記しております。

7の②の最後の質問が1件ございます。避難先について、小中学校などが指定されていると思い  
ますが、集会所には避難できるようになっていますか、教えてくださいという質問をいただいており  
ます。所管の部署に確認したところ、地域集会所等については、指定避難所、一次避難所がいっぱい  
になった場合に利用する候補地として活用を検討しているとの回答でございました。

以上で7の②の説明及び意見の説明を終わらせていただきます。

続きまして、7の③防犯対策の推進に入らせていただきます。こちらについては、掲題から分かる  
とおり、防犯対策について、しょうがいしゃ計画の中でうたったものとなっております。

こちらについての委員の方の意見としましては、資料3、24ページを御覧ください。1件いた  
っております。内容を紹介させていただきます。泥棒、詐欺、ひったくり、痴漢に遭いたくないです。

犯罪について、分かりやすく教えてほしいです。また、消費者トラブルについても、パンフレットと  
かではなくて、ちゃんと教えてもらえる場が必要ですよといった事前の意見をいただいております。

資料3の24ページ、いただいた意見を基に、資料2の49ページ、下から6行目のところに市民等  
からの意見として、痴漢の被害に遭いたくないということを追記させていただいております。ほかの  
意見といたしましては、犯罪について分かりやすく教えてほしいについては、もともと市民等の意見に

ついて記載していたところがございますので、今回追記はしておりません。また、消費者トラブルに

についても、パンフレットとかではなくちゃんと教えてもらえる場が必要ですよといった意見をいただい

ております。こちらについては、49ページの下から2行目、そもそも方向性が、しょうがいのある

人を犯罪から守り、安心安全のまちづくりを推進するため、防犯活動の支援や犯罪被害の防止ための

広報啓発を行うという内容になっているので、ちゃんと教えてもらえる場が必要ですよといった意見に

つきましても、方向性の中に既に書いているものと事務局としては認識しております。

7の③について、素案の内容及び委員の方の事前の意見について紹介させていただきました。

続きまして、8文化芸術活動・スポーツ等の振興のパートに移らせていただきます。資料2の51

ページ、資料の3、25ページをそれぞれ御覧ください。

大項目8でございますけれども、大きく2つの項目に分けさせていただいております、①が文化

活動等の支援、②がしょうがいしゃスポーツおよびイベント等の振興というところです。本文につき

ましては、これまで同様、割愛させていただきます。それぞれ御質問をいただいておりますので、そ

ちらを御紹介させていただければと思います。

資料3、25ページを御覧ください。①文化活動等の支援に対しては、2つ御意見を頂戴しており

ます。まず、1つ目、文化芸術活動を市内でできる場所が限られているので、確保するのが難しい。

また、利用にもお金がかかってしまうので使いづらい。こういった声を、市民等の意見として課題の

中に入れてほしいといった意見。もう1つの御意見でございますが、劇の練習をする場所が足りない

です。芸小ホールを利用するのもお金がかかるので、安くしてほしいです。ほかの体育館を使えるよ

うにしてほしいです。しょうがいがあって、ジブリなど展覧会や宝塚など、舞台を見られないのはも

ったいないです。ジブリ展や宝塚が、国立に来られるようにしてほしいです。でも、広い会場がないです。チラシや割引券をしょうがいのある人たちがもらえるように配ってほしいですという御意見をいただいております。

こちらにつきましては、資料2の51ページの課題のところに、追加案としまして、市民等からは、市内での文化芸術活動をする場が限られており、また確保が難しく、利用料などもかかるため利用しにくい等の御意見が寄せられておりますという形で記載させていただいております。いただきました御意見は、2つとも場所がない、場所が足りない、限られているといった部分ですとか、お金がかかってしまうといったようなところで共通しておりますので、それぞれ追加案という形でまとめさせていただきました。

また、意見2のジブリなどの展覧会以降の部分についてなんですけれども、52ページの方性の最後の文章のところで、作品展の開催や映画上映、舞台公演などの機会の充実を図りますというところで、機会を充実していきますというところでの文脈で広く表現させていただいておるところでございます。この形にさせていただければと思います。

続きまして、②しょうがいしゃスポーツおよびイベント等の進行でございます。こちらについて意見を3ついただいております。

資料3の26ページを御覧ください。まず、意見の1から御紹介させていただければと思います。市内でスポーツができる場所が限られている。また、障害者スポーツセンターの利用をもっと柔軟に、気軽にできるようにしてほしい。そういった声を市民等からの意見として、課題の中に入れてほ

しいというのが意見<sup>いけん</sup>1です。

意見<sup>いけん</sup>2が、カーに初<sup>はじ</sup>めて乗<sup>の</sup>りました。乗<sup>の</sup>る前<sup>の</sup>は絶対<sup>まへ</sup>嫌<sup>ぜったい</sup>ですと言<sup>い</sup>っていました。でも、乗<sup>の</sup>たら楽<sup>たの</sup>しかったです。だから、しょうがいのある人<sup>ひと</sup>がいろんなスポーツをやってみることができるようにしてほしいですといったものです。

意見<sup>いけん</sup>3でございますが、ふれあいスポーツのつどいがコロナ<sup>ちゅうし</sup>で中止<sup>ちゅうし</sup>になっています。ふれあいスポーツのつどいをやりたいです。また、しょうがいのある人<sup>ひと</sup>が軽<sup>かる</sup>い運動<sup>うんどう</sup>ができるところがないです。

障害<sup>しょうがいしゅ</sup>者<sup>しゅ</sup>スポーツセンターはスポーツが強い人<sup>つよ ひと</sup>がいてやりにくい。普通<sup>ふつう</sup>の市民<sup>しみん</sup>総合<sup>そうごう</sup>体育<sup>たいいく</sup>館<sup>かん</sup>は、ほかの人<sup>ひと</sup>がいてやりにくい。市民<sup>しみん</sup>総合<sup>そうごう</sup>体育<sup>たいいく</sup>館<sup>かん</sup>を誰<sup>だれ</sup>でも安心<sup>あんしん</sup>して軽<sup>かる</sup>い気持<sup>きも</sup>ちで、運動<sup>うんどう</sup>、筋<sup>きん</sup>トレ、ストレッチがで<sup>き</sup>きる場所<sup>ばしょ</sup>にしてほしいですという形<sup>かたち</sup>で、3つ御<sup>ご</sup>意見<sup>いけん</sup>をいただいていたました。

こちらにつきまして、資料<sup>しりょう</sup>2、53ページを御<sup>ご</sup>覧<sup>らん</sup>ください。追加<sup>ついかあん</sup>案<sup>あん</sup>といたしまして、市民<sup>しみん</sup>等<sup>とう</sup>からは市内<sup>しんない</sup>でしょうがいしゃが軽<sup>きがる</sup>にスポーツをしやす<sup>ばしょ</sup>い場所<sup>ばしょ</sup>が少<sup>すく</sup>ない、場所<sup>ばしょ</sup>が限<sup>かぎ</sup>られている、様<sup>さまざま</sup>々な施設<sup>しせつ</sup>をもっと使いやす<sup>つか</sup>くしてほしいという形<sup>かたち</sup>で、柔<sup>じゅうなん</sup>軟<sup>なん</sup>に気<sup>き</sup>軽<sup>りょう</sup>に利用<sup>りよう</sup>できるようにしてほしいところを、様<sup>さまざま</sup>々な施設<sup>しせつ</sup>をもっと使いやす<sup>つか</sup>くしてほしい等<sup>とう</sup>の御<sup>ご</sup>意見<sup>いけん</sup>が寄<sup>よ</sup>せられていますといった形<sup>かたち</sup>で追<sup>つい</sup>記<sup>き</sup>してお<sup>り</sup>ます。

また、意見<sup>いけん</sup>2、意見<sup>いけん</sup>3につきまして、54ページの方向<sup>ほうこう</sup>性<sup>せい</sup>の最後<sup>さいご</sup>の部分<sup>ぶぶん</sup>に、しょうがいのある人<sup>ひと</sup>がスポーツやレクリエーション活動<sup>かつどう</sup>に親<sup>した</sup>しむ機<sup>き</sup>会<sup>かい</sup>の拡<sup>かく</sup>充<sup>じゅう</sup>を行<sup>おこな</sup>っていきますといったところで、広<sup>ひろ</sup>く表<sup>ひょうげん</sup>現<sup>げん</sup>をさせていただいておりますので、このよう<sup>かたち</sup>な形<sup>かたち</sup>とさせていただきたいと思<sup>おも</sup>います。

以上<sup>いじょう</sup>、8の文化<sup>ぶんか</sup>芸<sup>げい</sup>術<sup>じゆつ</sup>活<sup>かつ</sup>動<sup>どう</sup>・スポ<sup>しんこう</sup>ーツ等<sup>とう</sup>の振<sup>せつめい</sup>興<sup>お</sup>、①、②それぞれの説<sup>せつめい</sup>明<sup>お</sup>を終わ<sup>お</sup>らせていただきます。

【事務局】 最後の項目となります。9、市役所における配慮の充実について説明をさせていただきます

まず、資料3の27ページ、資料2は55ページからとなっております。

まず、市役所の窓口における合理的配慮の提供について、大きく記載させていただいている内容と

なっております。また、合理的配慮の提供につきましては、1から8までのパートで都度記載を盛り

込ませていただいておりますが、最後の項目として、市役所における合理的配慮、配慮の充実とい

う形で項目を切り出して計画を最後に書き足すという構成にさせていただいております。

また、事前の意見としましては、1件いただいております。内容を紹介させていただきます。資料

3の27ページを御覧ください。市役所の窓口で職員を呼んでも来てくれなかったり、ほかにも嫌な

ことがあったり、おかしいと思った。もっと研修のやり方を考えてほしいです。当事者の話を聞い

たり、介護のやり方や手話を習ったり、当事者と話をする研修が必要です。あたりまえ条例を職員

全員が勉強するべきですといった意見をいただいております。

また、市役所の窓口で職員を呼んでも来てくれなかった、嫌なことがあったというのは非常に重い

事案だったと考えております。こちらについては、資料2の55ページ、下から5行目、市民等から

の意見のところでございます。市役所においてしょうがいのある人への配慮に欠けた不適切な窓口

対応をされたという意見をもともと記載させていただいておりますので、こちらの記載を兼ねる

内容かと考えております。

続きまして、研修についてです。資料3の27ページにお戻りいただいて、研修のやり方を考え

てほしい、当事者の話を聞いたり、介助のやり方、手話を習ったり、当事者と話をする研修が必要

ですといった意見につきましては、資料2、素案の56ページ、当事者の話を聞く研修を行うとい

う点につきましては、今現在もユニバーサルマナー検定という研修を、職員全員を対象に行うも

のがございます。こちらについては用語の説明でも記載していますが、実際に講義では、しよ

うがいのある当事者が講師を務め、高齢者やしょうがいのある人への向き合い方、しょうがいしゃ差別

解消法について、どんな人がどんなことに困るのかなどを当事者の方からお話をさせていただくとい

ような研究になっております。

続いて、資料3の27ページ、最後のところに戻ります。あたりまえ条例を職員全員が勉強する

べきといった御意見でございます。資料2の56ページを御覧ください。上から2行目、3行目のと

ころです。あたりまえ条例の成り立ちの説明という形で記載させていただいておりますが、今現在、

合理的配慮についての市の職員を対象とした研修を推し進めているところでございます。この

合理的配慮の研修の中で、あたりまえ条例の成り立ちについて理解を促進するような内容を盛り込

んでおります。

9について、委員の方からいただいている意見としては以上となります。

【事務局】これで、全項目について、一旦本日までいただいている意見及び修正案を御提示させて

いただきました。今後、7月に予定させていただきます第20回の推進協議会の中でやらせていただ

くんですが、今回の意見もしくは修正案に対する御意見を募集させていただきまして、またそ

れも一旦取りまとめさせていただきまして、それを何回かやり取りさせていただければありがたいな

と思っております。

せつめい いじょう  
説明は以上となります。

わたかいちょう  
【綿会長】 ありがとうございます。ここでは質問を受けるのではなくて、読んできていただいて、

げつ あいだ いけん じむきょく わた おお なが おも いいん  
1か月の間で意見を事務局のほうにお渡しするという大きな流れでいきたいと思いますので、委員の

みな ねが  
皆さんよろしくお願いたします。

すす かたとう いいん みな こいけん ないよう すす かた  
進め方等で委員の皆さんから御意見とかありますか。内容ではなくて進め方のほうですが、よろし

いですか。

こんご ふく じむきょく れんらく ねが おも  
それでは、今後のスケジュールを含めて事務局から連絡をお願いできればと思います。

じむきょく じかい さき しりょう み がつ あ  
【事務局】 次回ですが、先ほど資料4を見ていただきましたとおり、6月を空けさせていただいて、

がつ かいさいよてい おも こうほび ば だ にっていちようせい  
7月に開催予定とさせていただければと思いますが、候補日をこの場で出しまして日程調整をさせて

おも こうほび がつ にち か にち か かかん げんざいこうほび  
いただければと思います。候補日ですが、7月16日（火）もしくは23日（火）の2日間が現在候補日

ばしょ かくほう じょうきょう みなさま こよてい  
として場所の確保等ができている状況でございます。皆様の御予定はいかがででしょうか。

じかん どうじしゃいいん かた じ たいりょくてき  
お時間ですが、これまで当事者委員の方から、19時スタートがちょっと体力的におつらいといっ

こいけんとう かいさいじかん ふん はや かいさい かたち みなさま  
た御意見等もいただいておりますので、開催時間を30分ばかり早めての開催という形で、皆様その

てん ふ じかんとう こかくにん おも にち  
点を踏まえましてお時間等を御確認いただければと思いますがいかがででしょうか。16日もしくは23

にち じはん かたち  
日の18時半からという形でいかがででしょうか。

じむきょく どうじしゃいいん かたがた ふく にち さんかしゃ おお にち  
【事務局】 当事者委員の方々も含めると、23日が参加者が多いので、よろしければ23日に。

いのうえいいん がつ にち にち じはん こた わ  
【井上委員】 7月16日、23日、18時半からどうですかは、答えられないです。分からないです。

ほそく  
補足があります。

ちよっとかいごしゃ 介護者のちょうせい 調整がひつよう 必要なので、いのうえ 井上さんはがつ 7月だとかくにん 確認があと できないので、これんらく 後から御連絡した

いのですが。

【事務局】 じむきょく そうしましたら、いのうえいん 井上委員の御予定をかくにん 確認させていただいて、せいしき また正式に決まりました

らこちらからつうち 通知をおも させていただきたいと思います。なので、またメール等とう つうち で通知させていただきた

いと思います。よろしくおも 願ねがいします。

【綿会長】 わたかいちょう ありがとうございます。ですので、じかい 次回はがつ 7月にち 16日かにち 23日みな で、つうち 皆さんのところつうち に通知

が、じむきょく 事務局からの御案内をごあんない 待まっていたいただければと思います。よろしくおも 願ねがいしたいと思います。

そのほか、なに 何かみな 皆さんから、すす 進め方もかた 含ふくめてよろしいですか。

それでは、じかい 次回はがつかいさい 7月開催になりますので、じむしょ また事務所よりあらた 改めてつうち 通知がとど 届くとおも 思いますので、

およてい 御予定のほうをよろしくねが 願おもいしたいと思います。

それでは本日のほんじつ 協議会をきょうぎかい 終しゅうりょう了したいと思います。どうもありがとうおも ございました。お疲れさまで

した。